

## 任期制助手の任用等に関する細則

2011年11月16日 大学評議会承認

2011年12月9日 常務理事会承認

2012年2月24日 臨時理事会承認

2013年2月22日 臨時理事会承認

### (目的)

第1条 この細則は、「任期制教員の任用に関する規程」に則って任用される任期制助手(以下、「助手」という。)の任用等につき必要な事項を定めることを目的とする。

### (資格)

第2条 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事できる者でなければならない。

### (任期)

第3条 助手の任期は3年以内とし、再任は1回2年以内とする。

2 助手の契約期間は、各年4月に始まり1年を単位として定める。

3 前項の規定にかかわらず、やむをえず年度途中で任用される助手の任用初年度については、当該年度末をもって1年とみなすものとする。

4 就任1年以上経過したのち、助手は理事長に申し出ることによって、退職することができる。

### (任用手続等)

第4条 助手の選考には、原則として本学教員選考基準を適用する。

2 助手の任用は、学部(含む教養教育センター)の教授会で発議し、大学評議会の承認を得るものとする。なお、国際平和研究所助手については、「明治学院大学国際平和研究所規程」に定める。

3 助手の再任は、旧任期の最後の学期に開催される評議会で審議される。

### (所属・職務)

第5条 助手は、第2条で定められた業務に加え、次の業務を担当するものとする。

(1) 入学試験関連業務

(2) 定期試験業務

(3) その他所属長の指示に基づく業務

### (就業規則の適用)

第6条 助手には、特に定めのある場合を除き、「学校法人明治学院就業規則」を適用する。

### (給与)

第7条 助手の給与は、年俸制とし詳細は別に定める「任期制教員給与規程」による。

### (所管)

第8条 この細則に基づく任期制教員の受入および契約等に関する業務は、人事部人事課

がこれを所管する。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、大学評議会および理事会の議を経なければならない。

付 則

- 1 この細則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 この細則は2013年2月22日から施行する。(第3条の再任期間を変更。)